

改正

平成一六年一二月二一日条例第六二号
平成一七年 三月二九日条例第一一号
平成一七年 七月一二日条例第八六号
平成一八年 三月二八日条例第三五号
平成一九年 三月一三日条例第二九号
平成一九年一〇月一九日条例第六二号
平成二二年 八月 六日条例第四〇号
平成二五年 三月二九日条例第二五号
平成二六年 三月二七日条例第二号
平成三一年 三月一九日条例第二号
令和 七年 七月 四日条例第三八号

埼玉県立げんきプラザ条例をここに公布する。

埼玉県立げんきプラザ条例

(設置)

第一条 集団宿泊活動、自然体験活動等を通じて、青少年の健全な育成を図るとともに、県民の生涯学習活動の振興に資するための社会教育施設として、次のとおりげんきプラザを設置する。

名称	位置
埼玉県立長瀬げんきプラザ	秩父郡長瀬町大字井戸字御陀弥場三百六十七番地
埼玉県立小川げんきプラザ	比企郡小川町大字木呂子字大沢五百六十一番地
埼玉県立名栗げんきプラザ	飯能市大字上名栗字新田千二百八十九番地の二
埼玉県立大滝げんきプラザ	秩父市大滝字廿六木向船五千九百四十四番地二

(業務)

第二条 げんきプラザは、次に掲げる業務を行う。

- 一 集団宿泊活動に関すること。
- 二 自然体験活動に関すること。
- 三 生涯学習活動に関すること。

四 別表第一に掲げる施設（以下「利用施設」という。）及びプラネタリウム館（以下これらを「施設等」という。）の利用に関すること。

五 その他げんきプラザの設置の目的を達成するために必要な事業に関すること。

（休所日）

第三条 げんきプラザの休所日は、次のとおりとする。

一 月曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日又は県民の日を定める条例（昭和四十六年埼玉県条例第五十八号）に規定する日である場合を除く。）

二 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日

2 前項の規定にかかわらず、埼玉県教育委員会は、事情により、休所日に開所し、又は臨時に休所日を定めることができる。

（利用者の範囲）

第四条 げんきプラザの施設等を利用することのできるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

一 青少年又はその指導者を中心に構成される団体で活動計画を持つもの

二 生涯学習活動を行う団体で活動計画を持つもの

三 その他埼玉県教育委員会が適当であると認めたもの

（利用時間）

第五条 げんきプラザの施設等を利用することができる時間は、次のとおりとする。ただし、埼玉県教育委員会は、事情によりこれを変更することができる。

一 宿泊室、キャンプ用テント及びバンガロー 利用を開始する日の午後三時から利用を終了する日の午前十時まで

二 前号に掲げるもの以外のげんきプラザの施設等 午前九時から午後九時（休所日の前日にあつては、午後五時）まで

（プラネタリウム館の公開）

第六条 埼玉県教育委員会は、第四条の規定にかかわらず、同条各号に掲げるものの利用を妨げない範囲内において、げんきプラザのプラネタリウム館を一般に公開することができる。

（利用の許可）

第七条 げんきプラザの利用施設を利用しようとするものは、埼玉県教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の許可は、当該許可に係る利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、これをしてはならない。

- 一 げんきプラザの管理上支障があると認められるとき。
- 二 公共の福祉を阻害するおそれがあると認められるとき。
- 三 その他げんきプラザの設置の目的に反すると認められるとき。

3 埼玉県教育委員会は、第一項の許可をする場合において、必要があるときは、当該許可に係る利用について条件を付することができる。

(利用権の譲渡等の禁止)

第八条 前条第一項の許可を受けたもの（以下「利用権利者」という。）は、その権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(遵守事項及び埼玉県教育委員会の指示)

第九条 埼玉県教育委員会は、げんきプラザの利用者の遵守事項を定め、及びげんきプラザの管理上必要があるときは、その利用者に対し、その都度適宜な指示をすることができる。

(利用の条件の変更、停止及び許可の取消し)

第十条 埼玉県教育委員会は、利用権利者が次の各号のいずれかに該当するとき、又はげんきプラザの管理上特に必要があるときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

- 一 第七条第三項の規定による条件又は前条の規定による遵守事項若しくは指示に違反したとき。
- 二 第八条の規定に違反したとき。
- 三 不正な手段によって利用の許可を受けたとき。

2 県は、利用権利者が、前項各号のいずれかに該当する理由により、同項の処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

(原状回復)

第十一条 利用権利者は、その利用を終えたときは、速やかに当該利用施設を原状に回復しなければならない。前条第一項の規定により、利用の停止又は許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第十二条 げんきプラザの利用者は、自己の責めに帰すべき理由により、その利用中にげんきプラザの施設若しくは設備を損傷し、又はげんきプラザの物品を亡失し、若しくは損傷したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。

(入所の禁止等)

第十三条 埼玉県教育委員会は、げんきプラザ内の秩序を乱し、若しくは乱すおそれのある者の入所を禁止し、又はその者に対し、退所を命ずることができる。

(使用料等)

第十四条 利用権利者は、別表第一に定める金額の使用料を納期限までに納付しなければならない。

2 げんきプラザのプラネタリウム館に入館しようとする者は、別表第二に定める金額の入館料を納付しなければならない。

(使用料等の減免)

第十五条 知事は、特別の必要があると認めるときは、使用料又は入館料を減額し、又は免除することができる。

(使用料等の還付)

第十六条 既納の使用料及び入館料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付する。

- 一 げんきプラザの管理上特に必要があるため、利用の許可を取り消したとき。
- 二 利用権利者又はげんきプラザのプラネタリウム館に入館しようとする者の責めに帰することができない理由により、げんきプラザの利用施設又はプラネタリウム館を利用することができないとき。
- 三 利用権利者が、使用料の全額を納付した後、埼玉県教育委員会規則（以下「委員会規則」という。）で定める日までに利用の許可の取消しの申出を行い、当該利用の許可の取消しを受けたとき。

(職員)

第十七条 げんきプラザに、所長その他の職員を置く。

(指定管理者による管理等)

第十八条 埼玉県教育委員会は、げんきプラザの設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定により、法人その他の団体であって埼玉県教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に、げんきプラザの管理に関する業務のうち次に掲げるものを行わせることができる。

- 一 第二条各号に掲げる業務
- 二 げんきプラザの施設（設備及び物品を含む。以下同じ。）の維持管理に関する業務
- 三 前二号に掲げるもののほか、埼玉県教育委員会が別に定める業務

2 指定管理者が前項各号に掲げる業務（以下「指定管理業務」という。）を行う場合における第三条から第七条まで、第九条及び第十条の規定の適用については、これらの規定中「埼玉県教育委員会」とあるのは「指定管理者」と、同条第二項中「県」とあるのは「県又は指定管理者」とする。

3 指定管理者が指定管理業務を行う場合については、前条の規定は、適用しない。

（指定管理者の指定の手続）

第十九条 指定管理者の指定は、委員会規則で定めるところにより、指定を受けようとするものの申請により行う。

2 埼玉県教育委員会は、次に掲げる基準を満たすもののうち最も適切な管理を行うことができると認められるものを指定管理者として指定するものとする。

一 県民の平等なげんきプラザの利用を確保することができること。

二 関係する法令、条例及び規則（委員会規則を含む。以下同じ。）を遵守し、適正にげんきプラザの運営を行うことができること。

三 げんきプラザの設置の目的を効果的に達成し、効率的な運営を行うことができること。

四 指定管理業務を安定して行う経営基盤を有していること。

五 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報の適正な取扱いを確保することができること。

（指定管理者の公表等）

第二十条 埼玉県教育委員会は、指定管理者の指定をしたときは、当該指定管理者の名称及び主たる事務所の所在地並びに指定の期間を告示しなければならない。

2 指定管理者は、その名称又は主たる事務所の所在地を変更しようとするときは、変更しようとする日の二週間前までに、その旨を埼玉県教育委員会に届け出なければならない。

3 埼玉県教育委員会は、前項の規定による届出があったときは、その旨を告示しなければならない。

（管理の基準等）

第二十一条 指定管理者は、次に掲げる基準により、指定管理業務を行わなければならない。

一 関係する法令、条例及び規則を遵守し、適正にげんきプラザの運営を行うこと。

二 げんきプラザの施設の維持管理を適切に行うこと。

三 指定管理業務を通じて取得した個人に関する情報を適正に取り扱うこと。

2 埼玉県教育委員会は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

- 一 前項各号に掲げる基準に関し必要な事項
- 二 指定管理業務の実施に関し必要な事項
- 三 指定管理業務の事業報告に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、げんきプラザの管理の適正を期するため必要な事項
(指定の取消し等)

第二十二条 埼玉県教育委員会は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- 一 指定管理業務又はその経理に関する埼玉県教育委員会の指示に従わないとき。
 - 二 第十九条第二項各号に掲げる基準を満たさなくなると認めるとき。
 - 三 前条第一項各号に掲げる基準を遵守しないとき。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、当該指定管理者による管理を継続することが適当でない認められるとき。
- 2 県は、指定管理者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。
- 3 第二十条第一項の規定は、指定管理者の指定の取消し又は指定管理業務の停止について準用する。

(指定管理者による施設の現状変更等)

第二十三条 指定管理者は、げんきプラザの施設の改修、増設その他の埼玉県教育委員会が別に定める現状変更を行おうとするときは、あらかじめ埼玉県教育委員会の承認を得なければならない。

- 2 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は前条第一項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて指定管理業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理をしなくなった施設を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、埼玉県教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。

(利用料金収入の帰属及び利用料金の額の決定)

第二十四条 知事は、地方自治法第二百四十四条の二第八項の規定により、指定管理者にげんきプラザの利用施設の利用及びプラネタリウム館の入館に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。

- 2 前項の場合における利用料金は、指定管理者が別表第一及び別表第二に定める金額に百分の百二十を乗じて得た額を超えない範囲内において定めるものとする。この場合において、指定管理

者は、あらかじめ利用料金について知事の承認を受けなければならない。

(利用料金の納付等)

第二十五条 利用権利者は、前条第二項の規定により指定管理者が定めた利用料金を納期限までに指定管理者に納付しなければならない。この場合においては、第十四条第一項の規定は、適用しない。

2 げんきプラザのプラネタリウム館に入館しようとする者は、前条第二項の規定により指定管理者が定めた利用料金を指定管理者に納付しなければならない。この場合においては、第十四条第二項の規定は、適用しない。

3 指定管理者は、利用権利者が第一項の規定に違反したときは、当該許可に係る利用の条件を変更し、若しくは利用を停止し、又は当該許可を取り消すことができる。

4 県又は指定管理者は、利用権利者が前項の規定による処分を受け、これによって損失を受けることがあっても、その補償の責めを負わない。

5 第十五条及び第十六条の規定は、利用料金について準用する。この場合において、第十五条中「知事」とあるのは「指定管理者」と、「使用料又は入館料」とあるのは「知事の承認を得て、利用料金」と、第十六条中「使用料及び入館料」とあるのは「利用料金」と、同条第三号中「使用料」とあるのは「利用料金」とする。

(委任)

第二十六条 この条例に定めるもののほか、げんきプラザの管理に関し必要な事項は、委員会規則で定める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成十五年四月一日から施行し、第三条第二項、第五条（使用料に係る部分に限る。）及び第六条の規定は、同年七月一日以後の利用に係る使用料について適用する。

(埼玉県立少年自然の家条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 埼玉県立少年自然の家条例（昭和四十六年埼玉県条例第六十八号）

二 埼玉県立大滝グリーンスクール条例（平成四年埼玉県条例第四十六号）

(埼玉県立青年の家に関する条例の一部改正)

3 埼玉県立青年の家に関する条例（昭和三十六年埼玉県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第一条埼玉県立長瀬青年の家の項、埼玉県立加須青年の家の項及び埼玉県立神川青年の家の項を削る。

(経過措置)

- 4 この条例の施行前に廃止前の埼玉県立少年自然の家条例第四条の規定によりした免除は、第五条の規定によりした免除とみなす。
- 5 この条例の施行前に、埼玉県立長瀬青年の家、埼玉県立加須青年の家及び埼玉県立神川青年の家に係る埼玉県立青年の家管理規則（昭和四十八年埼玉県教育委員会規則第二十八号）、埼玉県立少年自然の家管理規則（昭和四十六年埼玉県教育委員会規則第十九号）及び埼玉県立大滝グリーンスクール管理規則（平成四年埼玉県教育委員会規則第十六号）の規定によりした許可は、第三条第一項の規定によりした許可とみなす。

附 則（平成十六年十二月二十一日条例第六十二号）

この条例は、平成十七年一月一日から施行する。

附 則（平成十七年三月二十九日条例第十一号）

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則（平成十七年七月十二日条例第八十六号）

この条例は、（中略）公布の日から施行する。

附 則（平成十八年三月二十八日条例第三十五号）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の埼玉県立げんきプラザ条例（以下「新条例」という。）第十八条第一項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）の指定に関し必要な行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、新条例第十八条第一項、第十九条及び第二十条第一項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

- 3 新条例第二十五条の規定は、施行日以後に許可の申請のあった利用について適用し、施行日前に許可の申請のあった利用については、なお従前の例による。
- 4 指定管理者にげんきプラザの管理を行わせるときは、施行日前に改正前のげんきプラザ条例の規定により埼玉県教育委員会がした利用の許可その他の処分（施行日以後の利用に係るものに限

る。)又は埼玉県教育委員会に対してされた申請その他の行為(施行日以後に指定管理者に管理を行わせることとなる業務に係るものに限る。)は、施行日以後における新条例の適用については、新条例の相当規定に基づいて当該指定管理者がした利用の許可その他の処分又は当該指定管理者に対してされた申請その他の行為とみなす。

附 則(平成十九年三月十三日条例第二十九号)

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成十九年十月十九日条例第六十二号)

この条例は、学校教育法等の一部を改正する法律(平成十九年法律第九十六号)の施行の日から施行する。

附 則(平成二十二年八月六日条例第四十号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成二十五年三月二十九日条例第二十五号)

- 1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 2 改正後の別表第一及び別表第二(備考第四号に係る部分に限る。)の規定は、平成二十五年七月一日以後の利用に係る使用料又は入館料について適用し、同日前の利用に係る使用料又は入館料については、なお従前の例による。

附 則(平成二十六年三月二十七日条例第二号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定(利用料金に係る条例の規定を除く。)は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に領収する使用料その他の歳入(施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。)の額について適用し、施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。

附 則(平成三十一年三月十九日条例第二号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後のそれぞれの条例の規定(利用料金に係る条例の規定を除く。)は、こ

の附則に特別の定めがある場合を除き、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に領収する使用料その他の歳入（施行日前に発した納入通知書により領収するものを除く。）の額について適用し、施行日前に領収した使用料その他の歳入及び施行日前に発した納入通知書により施行日以後に領収する使用料その他の歳入の額については、なお従前の例による。

附 則（令和七年七月四日条例第三十八号）

この条例は、令和八年四月一日から施行する。

別表第一（第二条、第十四条、第二十四条関係）

げんきプラザの 名称	施設の名称	利用区分	単位	金額（円）
埼玉県立長瀬げんきプラザ	宿泊室	一般又は学生	一人一泊	八三〇
		生徒又はこれに準ずる者	一人一泊	五二〇
		義務教育終了前の者	一人一泊	三〇〇
	キャンプ用テント	一般又は学生	一人一泊	三〇〇
		生徒又はこれに準ずる者	一人一泊	二〇〇
		義務教育終了前の者	一人一泊	一〇〇
	第一研修室	午前		一、〇三〇
		午後		一、三五〇
		夜間		一、〇三〇
		一日		三、一三〇
	第二研修室	午前		一、三五〇
		午後		一、七七〇
		夜間		一、三五〇
		一日		四、〇八〇
	和風研修室	午前		四一〇
		午後		五二〇
夜間			四一〇	
一日			一、二五〇	

	音楽室	午前		一、一五〇	
		午後		一、四六〇	
		夜間		一、一五〇	
		一日		三、三五〇	
	美術工芸室	午前		六二〇	
		午後		八三〇	
		夜間		六二〇	
		一日		一、八八〇	
	体育館（全面）	午前		一、五六〇	
		午後		二、〇八〇	
		夜間		一、五六〇	
		一日		四、七〇〇	
	体育館（半面）	午前		七八〇	
		午後		一、〇三〇	
		夜間		七八〇	
		一日		二、三五〇	
埼玉県立小川げんきプラザ	宿泊室	一般又は学生	一人一泊	八三〇	
		生徒又はこれに準ずる者	一人一泊	五二〇	
		義務教育終了前	一人一泊	三〇〇	
	キャンプ用テント	一般又は学生	一人一泊	三〇〇	
		生徒又はこれに準ずる者	一人一泊	二〇〇	
		義務教育終了前の者	一人一泊	一〇〇	
	バンガロー	一般又は学生	一人一泊	四一〇	
		生徒又はこれに準ずる者	一人一泊	三〇〇	
		義務教育終了前の者	一人一泊	二〇〇	
			午前		七三〇

	研修室	午後		一、〇三〇
		夜間		七三〇
		一日		二、三〇〇
	集会室	午前		一、四六〇
		午後		一、八八〇
		夜間		一、四六〇
		一日		四、二八〇
	埼玉県立名栗げんきプラザ	宿泊室	一般又は学生	一人一泊
生徒又はこれに準ずる者			一人一泊	五二〇
義務教育終了前の者			一人一泊	三〇〇
キャンプ用テント		一般又は学生	一人一泊	三〇〇
		生徒又はこれに準ずる者	一人一泊	二〇〇
		義務教育終了前の者	一人一泊	一〇〇
バンガロー		一般又は学生	一人一泊	三〇〇
		生徒又はこれに準ずる者	一人一泊	二〇〇
		義務教育終了前の者	一人一泊	一〇〇
集会室		午前		七三〇
		午後		一、〇三〇
		夜間		七三〇
	一日		二、三〇〇	
	宿泊室	一般又は学生	一人一泊	八三〇
		生徒又はこれに準ずる者	一人一泊	五二〇
		義務教育終了前の者	一人一泊	三〇〇
	キャンプ用テント	一般又は学生	一人一泊	三〇〇
		生徒又はこれに準ずる者	一人一泊	二〇〇

埼玉県立大滝げ んきプラザ		者			
		義務教育終了前の者	一人一泊	一〇〇	
	小研修室一	午前			一、〇三〇
		午後			一、三五〇
		夜間			一、〇三〇
		一日			三、一三〇
	小研修室二	午前			一、〇三〇
		午後			一、三五〇
		夜間			一、〇三〇
		一日			三、一三〇
	大研修室一	午前			一、五六〇
		午後			二、〇八〇
		夜間			一、五六〇
		一日			四、七〇〇
	大研修室二	午前			一、五六〇
		午後			二、〇八〇
		夜間			一、五六〇
		一日			四、七〇〇
	木工室	午前			一、〇三〇
		午後			一、三五〇
		夜間			一、〇三〇
		一日			三、一三〇
	陶芸室	午前			一、〇三〇
		午後			一、三五〇
		夜間			一、〇三〇
		一日			三、一三〇
	体育館（全面）	午前			一、五六〇
		午後			二、〇八〇
夜間				一、五六〇	

		一日		四、七〇〇
	体育館（半面）	午前		七八〇
		午後		一、〇三〇
		夜間		七八〇
		一日		二、三五〇

備考

- 一 学生とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第一条に規定する大学若しくは高等専門学校（専攻科に限る。）又は法第二百二十四条に規定する専修学校（専門課程に限る。）に在学する者をいう。
- 二 生徒とは、法第一条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校（高等部に限る。）又は法第二百二十四条に規定する専修学校（高等課程に限る。）に在学する者をいう。
- 三 これに準ずる者とは、法第一条に規定する高等専門学校（専攻科を除く。）に在学する者又は義務教育終了後の者であつて、十八歳未満のものをいう。
- 四 午前とは午前九時から正午まで、午後とは午後一時から午後五時まで、夜間とは午後六時から午後九時まで、一日とは午前九時から午後九時までをいう。
- 五 利用施設（宿泊室、キャンプ用テント及びバンガローを除く。）の利用について、当該利用施設を宿泊に付随して使用する場合は、無料とする。
- 六 宿泊室、キャンプ用テント及びバンガローの利用について、小学校就学前の者については無料とする。
- 七 県外に住所を有する者については、右の表の金額に、それぞれ当該金額の百分の五十に相当する額を加えた額（その額に十円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

別表第二（第十四条、第二十四条関係）

区分		金額（円）
埼玉県立小川げんきプラザ	一般又は学生	七三〇
埼玉県立名栗げんきプラザ	生徒又はこれに準ずる者	三七〇

備考

- 一 学生とは、法第一条に規定する大学若しくは高等専門学校（専攻科に限る。）又は法第百

二十四条に規定する専修学校（専門課程に限る。）に在学する者をいう。

二 生徒とは、法第一条に規定する高等学校、中等教育学校（後期課程に限る。）、特別支援学校（高等部に限る。）又は法第二百二十四条に規定する専修学校（高等課程に限る。）に在学する者をいう。

三 これに準ずる者とは、法第一条に規定する高等専門学校（専攻科を除く。）に在学する者又は義務教育終了後の者であって、十八歳未満のものをいう。

四 義務教育終了前の者については、無料とする。